

## ～転出に伴う諸手続きについて～

対象となる方	富山市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	転出日をもって登録がなくなります。印鑑登録証は破棄してください。転出日の前日までに印鑑証明書を請求される場合は、印鑑登録証と転出証明書をご持参ください。	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。
住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちの方	裏面をご覧ください。	転入された市町村でカードを提示してください。
公的個人認証サービス（電子証明書）を受けている方	電子証明書は転出日をもって自動的に失効します。	
在留カード等をお持ちの方	特にありません。	
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険の脱退の手続きが必要です。1階保険年金課⑭～⑯番窓口へおこしくください。	転入された市町村で加入手続きをしてください。
後期高齢者医療制度に加入されている方	1階保険年金課⑰～⑱番窓口へおこしくください。	転入された市町村で加入手続きをしてください。
国民年金に加入されている方	国外へ転出される方で、直前に退職されたり、任意加入を希望される場合などは1階保険年金課⑩番窓口へおこしくください。	特にありません。
国民年金・厚生年金を受給されている方	特にありません。	転入された市町村でおたずねください。
介護保険被保険者証をお持ちの方・介護保険の要介護認定を受けている方	転出日の翌日をもって資格がなくなりますので、3階介護保険課へおこしくください。	要介護認定を受けている方は、転入後14日以内に要介護認定の申請をしてください。
身体障害者手帳をお持ちの方	特にありません。	転入された市町村でおたずねください。
療育手帳をお持ちの方	県外へ転出される場合は、転入先での手続き後、富山市にて返還手続きをしてください。	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	特にありません。	転入された市町村でおたずねください。
自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療）をお持ちの方		
福祉サービス受給者証・地域生活支援サービス受給者証をお持ちの方	1階障害福祉課⑳番窓口で受給者証をお返しください。	必要な方は、転入された市町村で新たに手続きをしてください。
重度心身障害者等医療費受給資格証または一部負担金助成該当者証をお持ちの方	1階障害福祉課⑳番窓口で資格証または該当者証をお返しください。（転出後、すぐに施設入所される方は㉑番窓口にてその旨お伝えください。）	市町村によって制度が異なりますので新住所地でおたずねください。
自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方	特にありません。	転入された市町村で新たに手続きをしてください。
児童手当を受けている方	市民課窓口にて説明を受けてください。	転出予定日から15日以内に新たに申請手続きをしてください。
こども医療費受給資格証・ひとり親家庭等医療費受給資格証・妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	転出日をもって資格がなくなりますので、3階こども福祉課へおこしくください。	市区町村によって制度が異なりますので、新住所地でおたずねください。
児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格のある方	3階こども福祉課で、転出届を提出してください。	証書をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。
お子さんが2・3号認定を受けて保育所等に入所されている方	各月1日時点で富山市に住居登録があれば、当該月末日まで利用することができます。翌月以降は、施設を利用することはできませんので、施設へ退所届を提出してください。	○富山市内の施設を引き続き利用したいとき あらかじめ入所申込みが必要です。あらかじめ、転出予定地の市町村に対して入所申込みをすることで、引き続き利用できる場合があります。 ○転出先の市町村の施設を利用したいとき 転出先の市町村で入所申込みをしてください。
お子さんが1号認定を受けて幼稚園等に在園中の方		
お子さんが市立の小・中学校に在学中の方	小・中学校長に転校の申出を行い、在学証明書・教科書給与証明書をもらってください。	転入届のあと、新しい学校の指定を受けてください。左記の在学証明書・教科書給与証明書は、指定された学校へ提出してください。
上下水道を使用されている方	上下水道局に使用中止の連絡をしてください。	転入された市区町村で使用開始の届出をしてください。
国外へ転出される方で、市税（市・県民税、固定資産税、軽自動車税）の支払いがある方	市・県民税、軽自動車税：市民税課に連絡してください。固定資産税：資産税課に連絡してください。	特にありません。

## ～転出される方へ～

富山市にお住まい中は、市政発展にご協力いただきましてありがとうございました。

転入手続きは、新しい住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地の市区町村役場でおこなってください。（正当な理由がなく届出をしないときは、過料に処されることがありますので、ご注意ください。）

### 転入手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは転出証明書及び住民基本台帳カード  
※本人確認書類の提示を求められる場合があります。

#### 1【マイナンバーカード及び住民基本台帳カードをお持ちの方（特例転出）】

転出証明書は発行されませんので、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参して新住所地で転入の手続きをしてください。カードは新住所地でも引き続き使用可能です。

顔写真付のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参の場合は、転入手続き時にカードの住所変更手続を行います。

なお、転入手続の際にはカード発行時に登録した4桁の暗証番号が必要になります。

暗証番号をお忘れの場合は再設定を行いますので、富山市または転入先の市町村にお問い合わせください。

#### 2【マイナンバーカードをお持ちの方（国外転出）】

国外転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、事前に手続きを行うことで継続してカードを利用することができます。ご希望の場合は申し出てください。

#### 3【異動年月日や転出（予定）地が変更になった場合】

転出証明書をお持ちの方は新しい住所地にそのまま転出証明書を持参し、変更事項を申し出て転入の届出をしてください。

特例転出の手続きをされた方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参し、新住所地にて変更事項を申し出て転入の届出をしてください。

#### 4【転出がとりやめになった場合】

転出証明書をお持ちのうえ、速やかに富山市役所市民課、各行政サービスセンター、各中核型地区センターまたは各地区センターで転出取消の手続きをしてください。

※一部地区センターでは取り扱いできる業務が限られておりますので、ご利用前にお問い合わせください。

#### 5【国外へ転出された方が帰国して転入届をする場合】

パスポート・戸籍謄（抄）本・戸籍の附票を持って新しい住所地へ転入の届出をしてください。

#### 6【転出届後に富山市の住民票や印鑑登録証明書が必要になった場合】

事前に富山市役所市民課へご相談ください。届出の状況によって証明書が発行できる場合とできない場合があります。

#### 7【在外選挙人名簿への登録】

国外からも衆議院・参議院の国政選挙に投票できます。出国前に選挙管理委員会で「出国時申請」を行い、出国後に現地の日本大使館・総領事館から「在外選挙人証」を受け取ります。

ご不明な点などございましたら下記までご連絡ください。

富山市役所市民課 〒930-8510富山市新桜町7番38号 076-443-2050

国民健康保険	保険年金課	076-443-2065	国民年金	保険年金課	076-443-2067
後期高齢者医療	保険年金課	076-443-2063	介護保険制度	介護保険課	076-443-2041
障害者の福祉	障害福祉課	076-443-2056	子どもの手当等	こども福祉課	076-443-2249
保育所	こども保育課	076-443-2165	市立幼稚園	学校教育課	076-443-2134
小・中学校	学校教育課	076-443-2134	上下水道	上下水道局	076-432-8587
市税	市民税課	076-443-2032	ごみ（戸別有料収集）	環境センター	076-428-4040
	資産税課	076-443-2034	在外選挙	選挙管理委員会事務局	076-443-2126